

後期 第3問

かねてより宗教団体の活動について関心をもつXは、反社会的な活動を行っている宗教団体Tとフランチャイズによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導を業とする株式会社A(全国に260店舗を有し、相当高い売上高の伸び率を示している)との関係が取り上げられていた雑誌を見て興味をもち、他の雑誌等の記事、インターネット上に流布している情報、TやAの登記簿謄本を見たり集めたりして、TとAとの関係について情報収集を行った。またXは、A社のフランチャイジーの一人であったHとの間で度々メールを受送信し、同社がフランチャイジーを食い物にするような不当な事業展開をしているものと考え、同人からのメールやインターネットの書き込み等を見たりして情報収集を継続していた。

Xは、平成21年10月18日から同年11月12日までの間、Xがインターネットの個人利用者に対して要求される程度の情報収集をした上で、自己のパーソナルコンピュータを使用し、インターネットを介して、プロバイダー会社であるB(代表取締役Y)から提供されたサーバーのディスクスペースを用いて開設したホームページ内のトップページにおいて、「貴方がAで食事をすると、飲食代の5%がカルト集団Tの収入になります。」などと、フランチャイズによる飲食店の加盟店の募集及び経営指導を業とする株式会社Aが宗教団体Tである旨の内容を記載した文章を掲載した。また、同ホームページのAの会社説明会の広告を引用したページにおいて、その下段に「おいおい、まともな企業のふりをするな。就職情報誌には、給料のサバ読みはよくあることですが、ここまで実態とかけ離れているのも珍しい。教祖が宗教団体のブローカーをやっていたカルトTが母体だということも、フランチャイズ店を開くときに、自宅を無理矢理担保にいれられることも、この広告には全く書かれず、「店が持てる、店長になれる」と調子のいいことばかり。」と上記Aが虚偽の広告をしているとの内容を記載した文章を掲載した。

上記文章を同ホームページに掲載した後、Xは、Tの関係者と思しき複数の人物から、Tに対する誹謗中傷を止めなければ「神罰」が下るなどと記載されたメールを断続的に受信するようになったが、これに屈することなく、表現活動を継続していた。一方、同年10月25日、上記プロバイダー会社Bの代表取締役であるYは、Aの関係者から、同社のサーバーのディスクスペースを用いて開設しているホームページにAに対する誹謗中傷が書き込まれているため、同ホームページを削除してくれとの依頼を受けた。しかしYは、削除しなければAの名誉を毀損している状態が継続してしまうかもしれないと思いつつも、作業の煩雑さを嫌い、Aの依頼を見て見ぬふりをした。同年11月3日、Yは、Aの関係者から再度同ホームページの削除依頼を受けたが、同様の理由で、Aの依頼を無視した。なお、Xが本件表現行為において摘示した事実の重要部分が真実であるとの証明はなされなかった。

XとYの罪責を述べよ。

参考判例：最高裁第一小法廷 平成22年3月15日